

(旅客)

運 航 基 準

平成23年 4月 1日制定
平成25年 2月16日改定
平成30年 6月 6日改定
令和 3年11月11日改定

名古屋汽船株式会社

目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	1

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保する事を目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは発航を中止しなければならない。

風 速	20m/s以上	波 高	2.0m以上	視 程	100m以下
-----	---------	-----	--------	-----	--------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	20m/s以上	波 高	2.0m以上
-----	---------	-----	--------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が100m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (2) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害になるものの位置
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(速力基準等)

第5条 速力基準は、次表のとおりとする。

負荷	ちぐさ丸		さくら丸		みずほ丸		さかえ丸	
	機関 RPM	速力 ノット	機関 RPM	速力 ノット	機関 RPM	速力 ノット	機関 RPM	速力 ノット
50%	570	11.5	595	12.0	801	11.4	550	8.5
75%	654	12.8	681	13.2	912	12.4	640	10.0
100%	721	13.7	750	14.1	1,005	13.0	675	11.5
110%	746	14.0	774	14.3	1,038	13.2	730	13.5

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第6条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、
そ
の都度速やかに連絡をする。

(連絡方法)

第7条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
通 常 時	本 社	船舶電話又は携帯電話
緊 急 時	本 社	緊急衛星電話、船舶電話又は携帯電話

作 業 基 準

平成23年 4月 1日

名古屋汽船株式会社

目 次

第1章	目 的	1
第2章	作業体制	1
第3章	危険物等の取扱い	1
第4章	乗下船作業	1
第5章	旅客の遵守事項等の周知	1

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水先人送迎及び通船行為に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗組員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送は行わないこととする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けなければならない。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 乗組員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認められるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 船長は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告しなければならない。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 船長は、乗船作業に支障がないと判断した場合において、乗組員に対し乗船作業を指示する。

- 2 乗組員は、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(下船作業)

第6条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、乗組員に合図する。

- 2 乗組員は、旅客を誘導して下船させ、下船完了後船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第7条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には乗組員の指示に従うこと

事 故 処 理 基 準

平成23年 4月 1日

名古屋汽船株式会社

目 次

第1章	総 則	1
第2章	事故等発生時の通報	1
第3章	事故の処理等	3

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗組員の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗り揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用する。

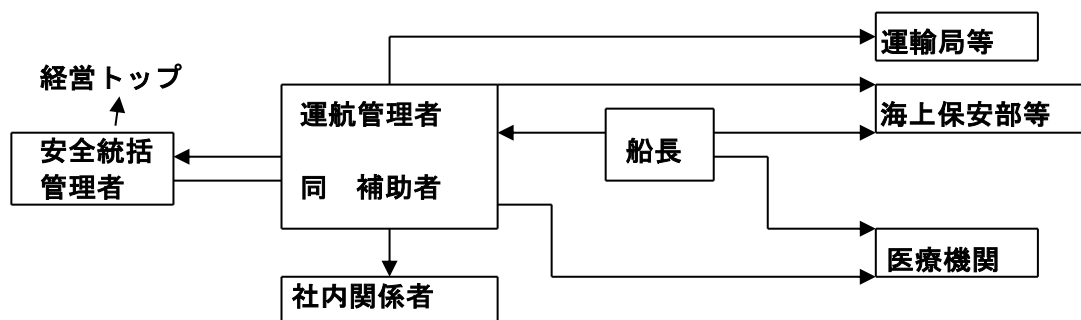
第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄の海上保安官署等に行くこととする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化することとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告しなければならない。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

[非常連絡表]



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行わなければならない。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名、 ②日時、 ③場所、 ④事故等の種類、 ⑤死傷者の有無、 ⑥救助の要否、
- ⑦当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突事故	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名（できれば住所連絡先）・・・・・・・・船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）・・・・・・・・船舶衝突の場合
b	乗揚げ事故	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水事故	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の際の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況等

f	人身事故（行方不明を除く）	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置

置はおおむね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ④二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ④不法行為が続いている場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者が取るべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- （1）事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- （2）海上保安官署への救助要請
- （3）行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- （4）必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- （5）船長に対する必要事項の連絡及び助言

(6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職 務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 営業運航部長 班員 営業運航部員 海務部長、同部員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 営業運航部長 班員 営業運航部員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、その他旅客対策に関する事項
庶務対策班 班長 総務部長 班員 総務部員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者との対応（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関する事項

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は、別表「医療機関連絡表」により最寄の医師と連絡をとり、その指示のもと適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

	職 名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者、運航管理者
委員	営業運航部担当者 海務部担当者 運航管理補助者